令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります。

大切な２つのお知らせです。必ずご確認ください！！

１　現況届の提出が不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、下記の(１)をご確認ください。

２　特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

※詳細は裏面の(２)をご確認ください。

（１）現況届の省略について

宍粟市では、令和４年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が宍粟市と異なる方
②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
③離婚協議中で配偶者と別居されている方
④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
⑤令和４年６月１日時点で対象児童と別居している方
⑥児童の父母以外で児童手当を受給している養育者の方
⑦保険証の種類が共済保険である方
⑧その他、宍粟市から提出の案内があった方

※以下の変更事項があった方は、変更届の提出が必要です。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②市外に住む配偶者や児童の住所が変わったとき
③市外に住む配偶者や児童の氏名が変わったとき
④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

裏面に続きます。必ずご確認ください！

（2）所得制限限度額・所得上限限度額について

令和４年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当が支給されます。
※児童を養育している方の所得が、下記表の①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童１人当たり月額一律5,000円）が支給されます。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人（児童１人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人（児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人（児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
4人（児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238
5人（児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(注1) 並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、１人につき３８万円(注2)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

(注１) 里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。
(注２) 扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円を加算した額になります。

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。
以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。
○公務員になった場合
○退職等により、公務員でなくなった場合
○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは

宍粟市役所　社会福祉課
電話：0790-63-3067